

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
 代表者 : 管理者 多田 正見  
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

## 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 杉並清掃工場建替事業  
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

## 3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都杉並区高井戸東三丁目7番6号に位置する既存の杉並清掃工場（昭和57年度しゅん工、施設規模900ト/日、処理能力600ト/日）の建替えを行うものである。なお煙突（外筒）は、既存のものを再使用する。

対象事業の概略は表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都杉並区高井戸東三丁目7番6号	
面積	約33,000 m <sup>2</sup>	
工事着工年度	平成24年度（予定）	
工場稼働年度	平成29年度（予定）	
処理能力	可燃ごみ 600ト/日 (300ト/日・炉×2基)	
主な建築物等	工場棟	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約28m
	管理棟	鉄筋コンクリート造 高さ：約14m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造（既存再使用） 内筒：鋼製 高さ：約160m

注) 高さの基準面は、掘り下げた地盤面（清掃工場GL）。

## 4 対象事業の目的及び内容

### 4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、平成18年1月、清掃一組が担う中間処理についての基本となる計画としての「一般廃棄物処理基本計画」を改訂した。

この計画では、循環型社会形成の一翼を担うために、排出されたごみの中から資源やエネルギーをできる限り回収・有効利用するとともに、環境への負荷を少なくし、埋立処分される廃棄物の量を最小化していくことを目標として、「循環型ごみ処理システムの構築」に向けた施策を一層推し進めることとし、可燃ごみの安定した全量焼却体制を維持するための施設整備として、老朽化した工場の建替えを進めることとしている。

本事業は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、杉並清掃工場を建替えるものである。

### 4.2 事業の内容

#### 4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 4-1、図 4-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4-3 (1)、(2)に示すとおりである。

計画地は、杉並区高井戸東に位置しており、既存の杉並清掃工場は、周辺の地盤（周辺地盤 GL）から約10m掘り下げた地盤（清掃工場 GL）に設置されている。

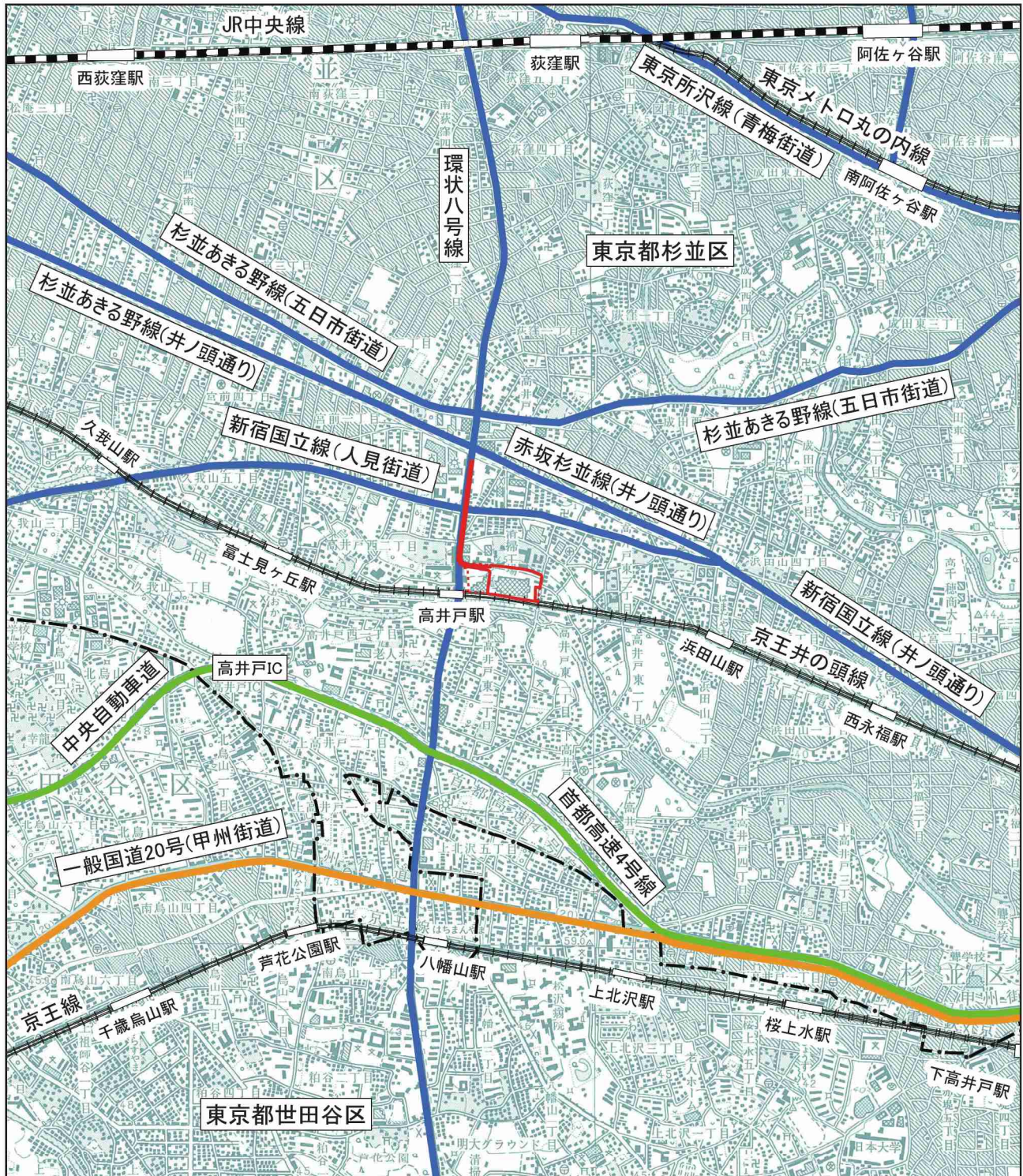
清掃工場北西側から環状八号線の地下部分には、清掃車両の搬入出路となる「専用地下道」が設置されており、環八井ノ頭交差点で地上道路部に出る。


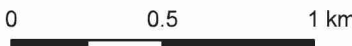
計画地の西側には、杉並区が運営する「高井戸市民センター（以下「市民センター」という。）」があり、東側には、緩衝緑地の一部として「杉並区立高井戸東三丁目児童遊園（以下「児童遊園」という。）」がある。

表 4-1に、計画地の面積表を示す。

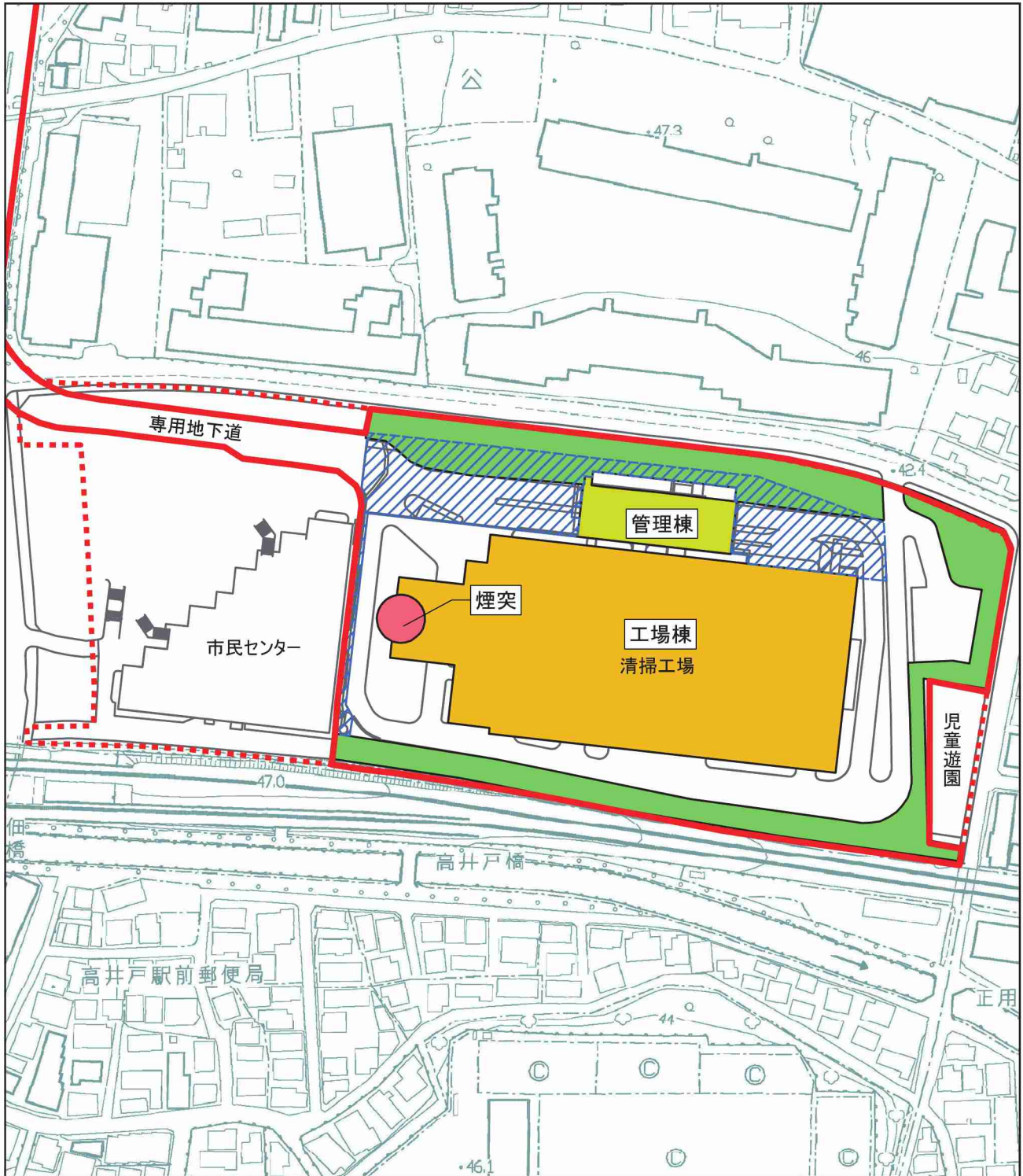
杉並清掃工場は、「ごみ焼却場」として都市計画決定（昭和42年5月6日 建設省告示第1599号）されており、その区域は、計画地に市民センター、児童遊園部分を加えた範囲となり、その面積は、約43,000㎡である。（以下、図中の「都市計画決定区域」は、杉並ごみ焼却場都市計画決定区域をいう。）

計画地の面積は、約33,000㎡である。このうち専用地下道部分を除く面積は、約25,400㎡である。



<p>凡例</p> <p><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 計画地</p> <p><span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 都市計画決定区域</p> <p>主要道路</p> <p><span style="border-bottom: 2px solid green; width: 20px;"></span> 高速自動車道</p> <p><span style="border-bottom: 2px solid orange; width: 20px;"></span> 一般国道</p> <p><span style="border-bottom: 2px solid blue; width: 20px;"></span> 都道</p> <p>鉄道路線</p> <p><span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px;"></span> JR</p> <p><span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px;"></span> JR以外</p> <p>..... 区界</p>		<p>図 4-1 対象事業の位置</p> <p style="text-align: center;">N</p> <p style="text-align: center;">               1:25,000         </p> <p style="text-align: center;">               0 0.5 1 km         </p>
---	--	---

注) 本図は国土地理院発行「1/25,000地形図 東京西部・東京西南部・吉祥寺・溝口」を用いて作成した。










- 凡例
- |  |  |
|--|--|
|  計画地      |  工場棟  |
|  都市計画決定区域 |  管理棟  |
|  |  煙突   |
|  |  緑地   |
|  |  人工地盤 |

図 4-5 施設計画図



1:2,000



注) 本図は「東京都2500デジタルマップ 1/2,500」を用いて作成した。  
(C) 東京デジタルマップ

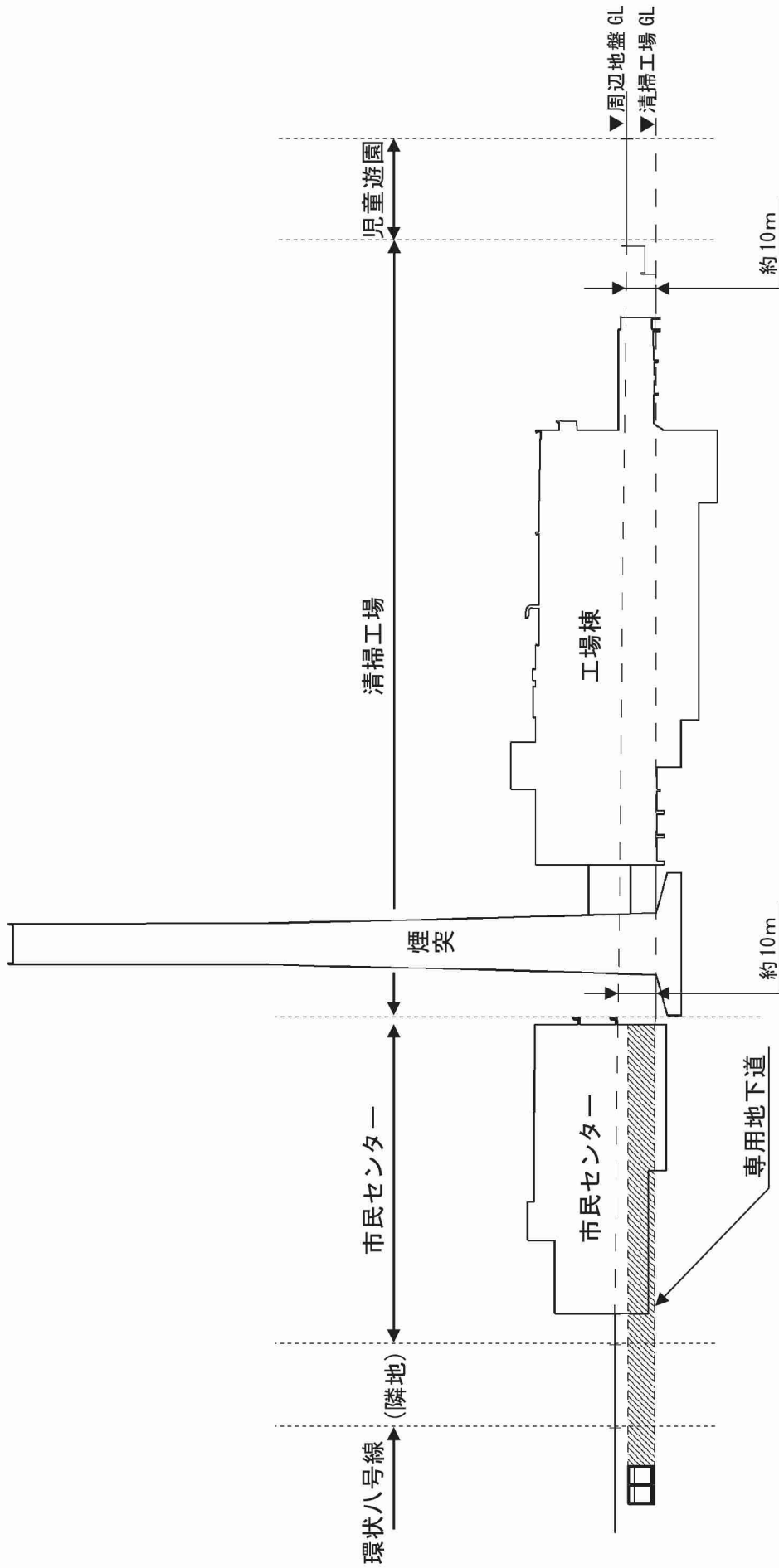


図 4-3(2) 対象事業の区域 (断面参考図)

## 7 環境影響評価の項目

### 7.1 選定した項目及びその理由

#### 7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1、表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 11 項目である。

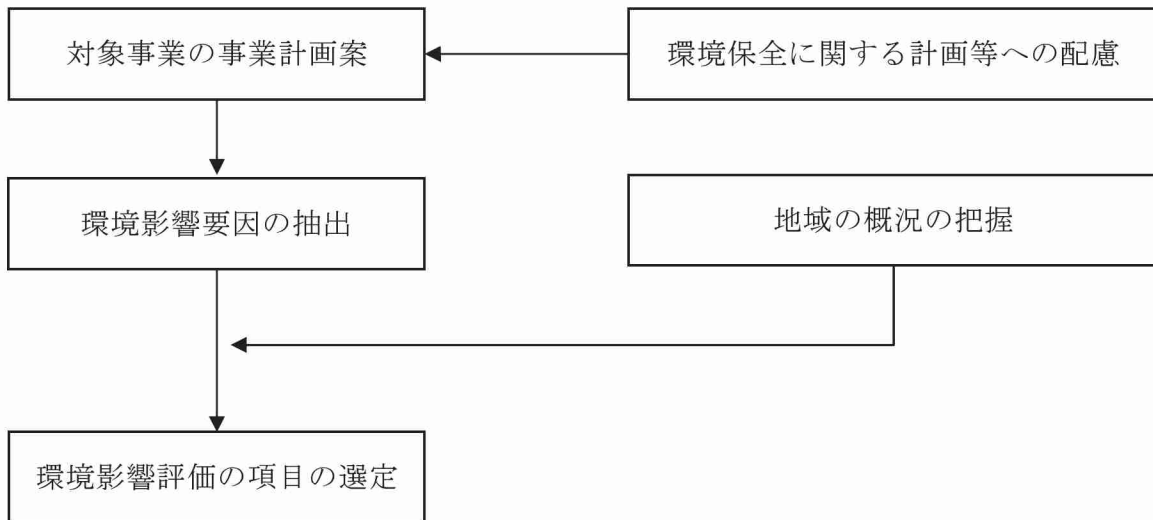


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 区分		環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス	
		環境影響要因																			
工事の 施行中	施設の建設等							○	○		○									○	
	建設機械の稼働	○		○																	
	工事用車両の走行	○		○																	
工事の 完了後	施設の存在								○		○		○	○		○					
	施設の稼働	○	○	○																○	○
	清掃車両の走行	○		○																	

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目 区分		環境影響要因		二酸化いおう	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	塩化水素	水銀	ダイオキシン類
		環境影響要因		(SO <sub>2</sub> )	(NO <sub>2</sub> )	(SPM)	(HCl)	(Hg)	(DXNs)
工事の 施行中	建設機械の稼働				○	○			
	工事用車両の走行				○	○			
工事の 完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○	○	○
	清掃車両の走行				○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目